

特定非営利活動法人沼田市スポーツ協会奨励金支給内規

第1条 この内規は、沼田市スポーツ協会に加盟する会員及び競技団体の構成員に、奨励金を支給することを目的とする。

第2条 この奨励金は、沼田市民が予選又は選抜を経て出場する関東大会以上の大会で、次の区分により支給する。ただし、同一大会で長期間にわたり、継続出場する場合は一大会とする。

大会区分	金 額		備 考
	個 人	団 体	
関 東 大 会 等	3,000円以内	10,000円以内	
全 国 大 会	5,000円以内	20,000円以内	
国際大会（国内）	5,000円以内		
国際大会（海外）	30,000円以内		
オ リ ン ピ ッ ク	50,000円以内		

2 前項各号の大会は、次の各号の一つに掲げるものが主催するものでなければならない。

- (1) 文部科学省
- (2) 日本体育協会
- (3) 日本体育協会加盟各種競技団体
- (4) 各都道府県及び市町村教育委員会
- (5) 国際オリンピック委員会又は国際競技連盟
- (6) 前各号のほか、会長が必要と認めたもの

第3条 奨励金の支給を受けられる者がある時は、総括競技団体長が次の区分により請求書を提出するものとする。

大 会 区 分	請 求 書 提 出 方 法
関 東 大 会 等	出場決定後ただちに(大会開催日1週間前後)
全 国 大 会 以 上	

第4条 奨励金の支給を受られない大会は、次のとおりとする。

- 中体連大会
- 大会出場のため、沼田市等から参加補助金を受けられる大会

附 則

この内規は、昭和52年5月28日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

昭和60年 4月27日内規一部改正

平成 5年 5月28日内規一部改正

平成 9年 5月23日内規一部改正

平成13年 5月18日内規一部改正

平成16年 5月21日内規一部改正

平成20年 5月22日内規一部改正 現行の規定をNPO法人格取得後に引き継ぐ

平成26年 5月22日内規一部改正 国際大会等対応

令和 5年 4月 1日内規一部改正 スポーツ協会への名称変更